

みどりヶ丘南地域

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 緑区ほら貝一丁目、緑区ほら貝三丁目

【最初の認可】 平成8年7月4日 【最近の認可年月日】 平成18年7月14日 【認可番号】 18指令住建指第49号

【有効期間】 平成28年7月14日 より 10年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、近隣商業地域

【制限の概要】

- 1 一戸建ての専用住居を原則とする(二世帯住宅を含む)。
- 2 共同住宅、寮、寄宿舎は禁止する。
- 3 早朝、深夜に営業するカラオケ・ビデオショップ等を禁止する。
- 4 建築物の高さは基の地盤から10m以下とする。
- 5 近隣商業地域では建築物の高さは15m以下とし、共同住宅(ワンルームマンションを除く)は委員会規則による。
- 6 第2種低層住居専用地域の店舗は住民の利便に供するものとする。
- 7 ミニ開発は極力避け、接道長さ5m以上とする。
- 8 切土、盛土は日照権の侵害を考慮し、また、隣地の地盤強度を損なわないようにする。
- 9 建築物等の色彩・意匠・形態は健全な住宅環境にふさわしいものとする。
- 10 住居環境に悪影響を及ぼす広告物・工作物等は禁止する。
- 11 環境を悪化させる騒音・塵埃・悪臭を発生する事業所は禁止する。
- 12 事業活動のための貨物車の出入は、原則として午前7:00～午後9:00とする。
- 13 建材・器具・雑貨・産業廃棄物等の野積みは禁止する。
- 14 敷地内の緑化に努力する。
- 15 貸駐車場の営業は、近隣に迷惑をかけないような措置をする。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。

名古屋市内の建築協定地区